

平成 18 年 9 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 会 平成18年9月14日 午後 2 時
閉 会 平成18年9月14日 午後 2 時55分

2 出席委員

藤 田 委 員 長 冷 泉 委 員 岩 田 委 員
大 橋 委 員 畑 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

勝 間	教育次長	池 田	管理部長
宮 野	指導部長	橋 本	総務企画課長
中 島	教職員課長	鈴 江	高校教育課長
永 野	特別支援教育課長	太 田	総務企画課参事・企画情報室長
阿 部	主 幹	廣 田	主 事
林	主 事		

5 議事の概要

(1) 開会

委員長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 8月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 府立高等学校における平成19年度使用教科用図書の採択について

【報告】

指導部長から、採択の観点として、高等学校学習指導要領及び府立高等学校が平成19年度に実施する教育課程案に基づき、各教科・科目の目標を達成するために最も適したものであること、各学校における学科、系統、類・類型の特色を踏まえること、生徒の実態に即して適切であることとし、この観点に基づき各学校が各教科ごとに独自に調査研究を行い推薦があったものについて、校長から意見を聴取した上で、各学校の教育目標や教育課程に照らし、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を平成19年度使用教科書目録の中から735点を採択した旨の報告があった。

イ 府立盲・聾・養護学校における平成19年度使用教科用図書の採択について

【報告】

指導部長から、採択の観点として、当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、原則として下学年の検定済教科書又は著作教科書を使用すること、検定済教科書及び著作教科書に適切なものがなく学校教育法第107条に規定する教科書を使用する場合には、京都府教科用図書選定審議会が答申した採択基準及び基本観点によること、小学校及び中学校の教科用図書採択基準を踏まえること、児童生徒の障害の状態、発達段階及び特性などに即して適切であること、教育課程の実態に即し教科の主たる教材として適切であることとし、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書及び学校教育法第107条に規定する教科用図書選定資料(平成18年6月)並びに各校で調査研究されたものの中から738点の採択を行った旨の報告があった。

(4) 議決事項

ア 第38号議案 府立学校教員の懲戒処分について 【非公開】

[原案どおり可決。]

イ 第39号議案 小学校教員の懲戒処分について 【非公開】

[原案どおり可決。]

ウ 第40号議案 中学校教員の懲戒処分について 【非公開】

[原案どおり可決。]

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項ア、イ及びウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(6) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

藤 田 委 員 長

冷 泉 委 員

岩 田 委 員

大 橋 委 員

畑 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員